

防衛省

番号	制度名
防衛省	
防衛01	「予備自衛官等招集準備金」制度の創設
防衛02	特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例

点検結果表

(行政機関名：防衛省)

制度名	「予備自衛官等招集準備金」制度の創設
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（予備自衛官等を含む従業員の処遇が、平成27年度の水準を実質的に下回らない）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【防衛省の補足説明】</p> <p>① 事前評価書の8③及び9③を以下のとおり修正。</p> <p>8③の【適用期間中の達成目標】の「3 勤務環境等の整備について」 「従業員の処遇が」の次に「平成29年度から平成39年度の間を通じて」を、 「平成27年度の水準」の次に「(若年定年退職自衛官の再就職後初任給の平均221,000円、任期制退職自衛官の再就職後初任給の平均186,000円)」をそれぞれ追加。</p> <p>9③の【適用期間中の達成目標】の「3 勤務環境等の整備について」 「従業員の処遇が」の次に「平成29年度から平成39年度の間を通じて」を、 「平成27年度の水準」の次に「(若年定年退職自衛官の再就職後初任給の平均221,000円、任期制退職自衛官の再就職後初任給の平均186,000円)」をそれぞれ追加。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

④ 将来の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数及び適用額について、「平成27年度の法人数及び従業員数のデータ並びに(2)の見積りに基づき、雇用・就労形態等による本件要望措置の適用可能性を勘案した上で、適用期間(平成29年度から39年度まで)の各年度において、要望措置を適用する法人数と対象となる予備自衛官等である従業員数を推計する」と説明されているが、算定根拠(算定に用いた数値、計算式及びその根拠)が明らかにされていない。</p>
<p>【防衛省の補足説明】</p> <p>① 評価書に算定根拠(算定に用いた数値、計算式及びその根拠)を追記した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑥ 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額について、「上記2(4)の準備金への積立額の推計に基づいて、各年度における減収を見積もる」と説明されているが、算定根拠(算定に用いた数値、計算式及びその根拠)が明らかにされていない。</p>
<p>【防衛省の補足説明】</p> <p>① 評価書に算定根拠(算定に用いた数値、計算式及びその根拠)を追記した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の効果について、災害招集等が実際にあった場合に、「平成34年度(据置期間の最終年度)に、出頭可能性の打診に対する応諾率(総人数比)60%以上、かつ、雇用主ベースの応諾率70%以上。適用期間後に、前者が70%、かつ、後者が80%以上」と説明されているが、平成27年度の実績(前者が36.7%、後者が40.9%)より過大な予測であるにもかかわらず、算定根拠(算定に用いた数値、計算式及びその根拠)が明らかにされていない。</p> <p>② 将来の効果について、訓練招集の場合に、「平成27年度の訓練出頭率70.5%に対して、34年度に13ポイント、適用期間後に18ポイント改善する」と説明されているが、実績より過大な予測であるにもかかわらず、算定根拠(算定に用いた数値、計算式及びその根拠)が明らかにされていない。</p> <p>③ 将来の効果について、「予備自衛官等を含む従業員の処遇が、平成27年度の水準を実質的に下回らないこと」及び「防衛省側から見た予備自衛官及び即応予備自衛官の充足率が、本措置が創設されなかった場合と比較し、平成34年度にそれぞれ予備自衛官が8.8ポイント、即応予備自衛官が22.9ポイント改善する。同様に、適用期間後には、それぞれ予備自衛官が13.2ポイント、即応予備自衛官が37.2ポイント改善する」と説明されているが、前者について、算定根拠(算定に用いた数値、計算式及びその根拠)が明らかにされておらず、また、後者について、平成27年度の実績(防衛省側から見た予備自衛官等の充足率が68.0%であること)より過大な予測であるにもかかわらず、算定根拠(算定に用いた数値、計算式及びその根拠)が明らかにされていない。</p> <p>④ 将来の効果(上記①、②及び③の従業員の処遇の維持)について、他の政策手段、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p>
<p>【防衛省の補足説明】</p> <p>①～③ 税制措置を活用した法人が予備自衛官等制度への準備を進めることにより得られる効果を、あくまで現状に対する現実的な目標値として設定したものであり、御指摘の「算定根拠が問題となる数値」ではないと考えている。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害招集等があった場合の応諾率(①)は、本来100%であることが期待されるどころ、「過大」との御指摘は当たらない。 ・ 予備自衛官等の訓練出頭率(②)は、本来100%であることが期待されるどころ、「過大」との御指摘は当たらない。 ・ 予備自衛官等の充足率(③)は、本来100%であることが期待されるどころ、「過大」との御指摘は当たらない。なお、物価上昇率については、あくまで政府・日銀の物価安定の目標を勘案したものであり、これを「過大」と評するか否かについての補足説明は差し控える。 <p>④ 本制度に係る事後検証については、当然のことながら、将来に実際に行われる招集実績に対応して厳然たる数字が出てくるものであり、アンケートよりも正確な数値をもって検証することが可能である。</p> <p>例えば、以下のような数字でもって検証することが可能である。</p>

・平成28年熊本地震に際しての応諾率

【総人数比】

区分	招集を打診した即自	招集に応ずることができると回答した即自	応諾率
国・公共法人	6人	1人	16.7%
法人税の課税対象となる法人	353人	132人	37.4%
個人事業	40人	17人	42.5%
学生	5人	2人	40.0%
無職	46人	13人	28.3%
合計	450人	165人	36.7%

【雇用主ベース】

招集を打診した即自が就労する法人数	招集に応じた即自が就労する法人数	応諾率
303法人	124法人	40.9%

・訓練招集での出頭率

	招集対象者	予定された全日数に参加した者	出頭率
予備自衛官（1日訓練）	3,613人	3,285人	90.9%
予備自衛官（5日訓練）	32,152人	22,002人	68.4%
即応予備自衛官	4,918人	3,388人	68.9%

【点検結果】

①～④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑩ 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【防衛省の補足説明】

① 本措置は、準備金による課税の繰延べであって、課税の免除ではないため、長期的に見れば実質的な財政負担を伴わないものであるが、本措置を活用することにより、次のような効果を得ることができる。また、点検項目は、数値目標（達成目標）の項目と同一である。

ア 大規模な地震に対する災害派遣など、臨時かつ緊急の招集について、不測のリスクを織り込んだ上で、従業員である予備自衛官等が応じることを、雇用主たる法人が許容できるようになる。

イ 予備自衛官に対する年間5日の訓練招集と即応予備自衛官に対する年間30日の訓練招集について、雇用主たる法人が、計画的かつ確実に対応できるようになる。

ウ 退職自衛官の採用確保や同僚従業員向けの施策を含め、法人内部の環境整備を支援し、雇用主たる法人が、従業員の一部を予備自衛官等として維持できるようになる。

【点検結果】

① 点検項目⑥将来の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑧将来の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目⑧及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【防衛省の補足説明】欄には、防衛省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	「予備自衛官等招集準備金」制度の創設
2	対象税目	(法人税:義)(国税1) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税1) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 予備自衛官又は即応予備自衛官(以下「予備自衛官等」という。)である従業員が招集される際の費用・損失※に関し、防衛省・自衛隊から通知される人数により見積もった金額について、租税特別措置法上の準備金として積み立てることを可能とし、その積立額を損金算入できる準備金制度を創設。 ※ 「臨時・緊急の招集の場合について、不測のリスクも含めた費用及び損失」 「訓練招集の場合について、外部への発注等により補填するための費用」 「予備自衛官等を含む従業員全体の勤務環境等の整備のための費用」 《関係条項》 —
4	担当部局	人事教育局 人材育成課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成29年度～平成39年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	— (新規要望事項)
7	適用又は延長期間	平成29年4月1日～平成40年3月31日 (11年間)
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 1 政策目的 (1) 予備自衛官等(非常勤の自衛隊員)の主たる身分は、通常、民間企業等の従業員であることに着目し、雇用主(法人)が、経済的合理性に基づきつつ、従業員が招集される場合のコストとリスクに的確に対応することを可能とする。 (2) 雇用主(法人)と従業員(予備自衛官等)の双方が、国からの招集に係る予見可能性を高めることにより、民間(法人)と国(防衛省・自衛隊)の双方の人材確保を円滑化し、民間による予備自衛官等制度を通じて国への協力を持続的に確保する。 2 施策の必要性 (1) 予備自衛官等制度のすう勢 平成28年4月の熊本地震に対する史上2度目の即応予備自衛官招集は、人員数を補うという量的な面だけでなく、資格・技能や土地勘といった質的な面も含め、迅速かつ柔軟な運用を実現した先駆的事例となったところ。

	<p>これを受け、今後、予備自衛官等の招集については、コンパクトながら頻度を上げた運用となる可能性が極めて高いと言える。</p> <p>(2) 予備自衛官等を雇用する内国法人への協力・支援 予備自衛官等である従業員を雇用する内国法人にとっては、予備自衛官等制度を通じた協力の相手方は国である。一方、上記すう勢の下、中長期的な見通しを立てながら、従業員が招集されるコストとリスクに的確に対応することが、それらの法人にとって今後一層重要になる。 これを受け、それら法人による国(防衛省・自衛隊)への協力を持続的に確保するため、国からも適切な協力・支援を行う必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>1 自衛隊法(昭和29年法律第165号)(抄) 第五章 隊員 第六節 予備自衛官等 第一款 予備自衛官(第六十六条―第七十五条) 第二款 即応予備自衛官(第七十五条の二―第七十五条の八) 第三款 予備自衛官補(第七十五条の九―第七十五条の十三)</p> <p>以下のような自衛隊法の一部改正を検討。</p> <p>(不利益取扱の禁止等) 第七十三条 何人も、被用者を求め、又は求職者の採否を決定する場合においては、予備自衛官である者に対し、その予備自衛官であることを理由として不利益な取扱をしてはならない。 2 すべて使用者は、被用者が予備自衛官であること又は予備自衛官になろうとしたことを理由として、その者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱をしてはならない。 3 国は、前二項の被用者又は求職者が予備自衛官になる場合の雇用環境の整備その他の取組に必要な財政上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。 ※ 即応予備自衛官に係る準用規定は同法第七十五条の八</p> <p>2 平成26年度以降に係る防衛計画の大綱(平成25年12月17日閣議決定)(抜粋) 「V 防衛力の能力発揮のための基盤 防衛力に求められる多様な活動を適時・適切に行うためには、単に主要な編成、装備等を整備するだけではなく、防衛力が最大限効果的に機能するよう、これを下支えする種々の基盤も併せて強化することが必要不可欠である。その主な事項は、以下のとおりである。 3 人事教育 (略)より多様化・長期化する事態における持続的な部隊運用を支えるため、航空機の操縦等の専門的スキルを要するものを含め、幅広い分野で予備自衛官の活用を進めるとともに、予備自衛官等の充足向上等のための施策を実施する。」</p> <p>3 中期防衛力整備計画(平成26年度～平成30年度)(平成25年12月17日閣議決定)(抄) 「Ⅲ 自衛隊の能力等に関する主要事業</p>
--	--

	<p>3 防衛力の能力発揮のための基盤 (3) 人事教育 (1) 予備自衛官等の活用 より多様化・長期化する事態における持続的な部隊運用を支えるため、即応予備自衛官及び予備自衛官の幅広い分野での活用を進める。このため、司令部等への勤務も想定した予備自衛官の任用とその専門的知識・技能に見合った職務への割当てを進めるとともに、招集訓練を充実させる。また、民間輸送力の積極的な活用に向け、艦船の乗組員としての経験を有する者を含む予備自衛官の活用について検討の上、必要な措置を講ずるほか、割愛により再就職する航空機操縦士等、専門的スキルを要する予備自衛官の任用を推進する。このほか、多様な事態に応じた招集も含め、予備自衛官等の在り方について広く検討の上、必要な措置を講ずる。また、予備自衛官等の充足向上のため、制度の周知を図るとともに、予備自衛官等本人や雇用企業等に対するインセンティブを高めるための施策を実施する。」</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け 防衛省における政策評価に関する基本計画について(防官企第4718号。26.3.31)に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。 基本目標：国際協調主義に基づく積極的平和主義の観点から、①我が国自身の外交力、防衛力等を強化し、自らが果たし得る役割の拡大を図るとともに、②日米同盟を基軸として、各国の協力関係を拡大・深化させ、③我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を追求しつつ、世界の平和と安定及び繁栄の確保に、これまで以上に積極的に寄与していく。 政策分野：防衛力の能力発揮のための基盤の確立 施策：人事教育施策の推進</p> <p>③ 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 1 大規模な地震に対する災害派遣など、臨時かつ緊急の招集について、不測のリスクを織り込んだ上で、従業員である予備自衛官等が応じることを、雇用主たる法人が許容できるようにする。 ↓ [測定指標] 臨時かつ緊急の招集があった場合について、従業員である予備自衛官等の何%が応じることができたか。それは、出頭可能性を打診された総人数比で何%であり、雇用主数のベースで何%か。 2 予備自衛官に対する年間5日の訓練招集と即応予備自衛官に対する年間30日の訓練招集について、雇用主たる法人が、計画的かつ確実に対応できるようにする。 ↓ [測定指標] 従業員である予備自衛官は年間5日(初年度は年間1日)、即応予備自衛官は年間30日の訓練招集に応じることができたか否か。</p>
--	---

		<p>3 退職自衛官の採用確保や同僚従業員向けの施策を含め、法人内部の環境整備を支援し、雇用主たる法人が、従業員の一部を予備自衛官等として維持できるようにする。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>〔測定指標〕 予備自衛官等が訓練等に円滑に出頭できるための環境整備がなされているか。また、防衛省側から見た予備自衛官等の充足率は改善しているか。</p> <p>【適用期間中の達成目標】 上記1～3に応じて、以下のとおり。</p> <p>1 災害招集等が実際にあった場合について 平成34年度(据置期間の最終年度)に、出頭可能性の打診に対する応諾率(総人数比)60%以上、かつ、雇用主ベースの応諾率70%以上。適用期間後に、前者が70%、かつ、後者が80%以上。(熊本地震の際は、それぞれ36.7%と40.9%)</p> <p>2 訓練招集について 平成27年度の訓練出頭率70.5%に対して、平成34年度に13ポイント、適用期間後に18ポイント改善する。(なお、訓練出頭率は、訓練招集の対象者のうち予定された全日数に参加した者の割合を指す。)</p> <p>3 勤務環境等の整備について 予備自衛官等を含む従業員の処遇が平成29年度から平成39年度の間を通じて、平成27年度の水準(若年定年退職自衛官の再就職後初任給の平均221,000円、任期制退職自衛官の再就職後初任給の平均186,000円)を実質的に下回らないこと。また、防衛省側から見た予備自衛官及び即応予備自衛官の充足率が、本措置が創設されなかった場合と比較し、平成34年度にそれぞれ予備自衛官が8.8ポイント、即応予備自衛官が22.9ポイント改善する。同様に、適用期間後には、それぞれ予備自衛官が13.2ポイント、即応予備自衛官が37.2ポイント改善する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>1 防衛省・自衛隊から予備自衛官等を招集するケースは、大きく分けて、臨時かつ緊急の災害招集等と計画的な訓練招集であるところ、上記達成目標の実現は、予備自衛官等たる従業員の雇用主がそれらの招集に的確に対応できていることを意味することから、政策目的に掲げた「雇用主(法人)の経済的合理性に基づきつつ、従業員が招集される場合のコストとリスクに的確に対応することを可能とする」ことにつながるものである。</p> <p>2 また、上記達成目標の実現は、まさしく本件要望措置の適用によって図っていくものであり、本件要望措置の制度設計そのものが雇用主等の予見可能性を高めるものであることから、法人の従業員全体の処遇改善や予備自衛官等になる者の増加と併せて、政策目的に掲げた「雇用主(法人)と従業員(予備自衛官等)の双方が、国からの招集に係る予見可能性を高めることにより、民間(法人)と国(防衛省・自衛隊)の双方の人材確保を円滑化し、民間による予備自衛官等制度を通じた国への協力を持続的に確保する」ことにつながるものである。</p>
--	--	---

9	有効性等	①	適用数等	<p>1 即応予備自衛官と予備自衛官の両方を雇用する内国法人 約400法人 次の(1)及び(2)を踏まえ、要望の措置の適用の可能性がある。 (1) 企業が雇用している即応予備自衛官 1人当たりに支給される即応予備自衛官雇用企業給付金が、従来そのまま益金算入されていたものを、準備金への積み立て(損金算入)が可能となるに加えて、即応予備自衛官一人当たりの訓練招集日数(30日)等に対する準備金の積み立てが可能となる。 (2) 即応予備自衛官のような雇用企業給付金が支給されない予備自衛官についても、予備自衛官一人当たりの訓練招集日数(5日)等に対する準備金の積み立てが可能となる。また、予備自衛官である従業員数については、法人として正確に人数を把握していなかったところ、防衛省・自衛隊からの通知によって把握することが可能になるとともに、当該人数に基づいて、準備金に積み立てる(損金算入)ことが可能となる。</p> <p>2 即応予備自衛官のみを雇用する内国法人 約2,000法人 1(1)を踏まえ、要望の措置の適用の可能性がある。</p> <p>3 予備自衛官のみを雇用する内国法人 約16,000法人 1(2)を踏まえ、要望の措置の適用の可能性がある。</p> <p>4 適用件数及び適用額 (単位:件、億円)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>32</th> <th>33</th> <th>34</th> <th>35</th> <th>36</th> <th>37</th> <th>38</th> <th>39</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>480</td> <td>490</td> <td>502</td> <td>514</td> <td>525</td> <td>525</td> <td>525</td> <td>525</td> <td>525</td> <td>525</td> <td>525</td> </tr> <tr> <td>額</td> <td>44.6</td> <td>46.2</td> <td>47.6</td> <td>49.0</td> <td>50.3</td> <td>61.5</td> <td>62.5</td> <td>63.3</td> <td>64.2</td> <td>64.9</td> <td>65.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 件数は、準備金への積立てを行うと見積もられる法人数。 2 額は、損金算入額の総額。 3 算定根拠は、別紙参照。</p>	年度	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	件数	480	490	502	514	525	525	525	525	525	525	525	額	44.6	46.2	47.6	49.0	50.3	61.5	62.5	63.3	64.2	64.9	65.6												
年度	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39																																									
件数	480	490	502	514	525	525	525	525	525	525	525																																									
額	44.6	46.2	47.6	49.0	50.3	61.5	62.5	63.3	64.2	64.9	65.6																																									
		②	減収額	<p>(単位:億円)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>32</th> <th>33</th> <th>34</th> <th>35</th> <th>36</th> <th>37</th> <th>38</th> <th>39</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>10.4</td> <td>10.7</td> <td>11.0</td> <td>11.4</td> <td>11.7</td> <td>14.3</td> <td>14.5</td> <td>14.7</td> <td>14.9</td> <td>15.1</td> <td>15.2</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>1.3</td> <td>1.4</td> <td>1.4</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.8</td> <td>1.9</td> <td>1.9</td> <td>1.9</td> <td>1.9</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>4.2</td> <td>4.3</td> <td>4.5</td> <td>4.6</td> <td>4.7</td> <td>5.8</td> <td>5.8</td> <td>5.9</td> <td>6.0</td> <td>6.1</td> <td>6.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 算定根拠は、別紙参照。</p> <p>本措置は準備金による課税の繰延べであって、課税の免除ではないため、長期的に見れば減収による実質的な財政負担は生じない。</p>	年度	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	法人税	10.4	10.7	11.0	11.4	11.7	14.3	14.5	14.7	14.9	15.1	15.2	法人住民税	1.3	1.4	1.4	1.5	1.5	1.8	1.9	1.9	1.9	1.9	2.0	法人事業税	4.2	4.3	4.5	4.6	4.7	5.8	5.8	5.9	6.0	6.1	6.1
年度	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39																																									
法人税	10.4	10.7	11.0	11.4	11.7	14.3	14.5	14.7	14.9	15.1	15.2																																									
法人住民税	1.3	1.4	1.4	1.5	1.5	1.8	1.9	1.9	1.9	1.9	2.0																																									
法人事業税	4.2	4.3	4.5	4.6	4.7	5.8	5.8	5.9	6.0	6.1	6.1																																									

③ 効果・税収減是認効果	《効果》																			
	【適用期間中の達成目標】																			
	<p>1 災害招集等が実際にあった場合について</p> <p>平成34年度(据置期間の最終年度)に、出頭可能性の打診に対する応諾率(総人数比)60%以上、かつ、雇用主ベースの応諾率70%以上。 適用期間後に、前者が70%、かつ、後者が80%以上。(再掲)</p>																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成34年度 (据置期間の最終)</th> <th>平成39年度 (最終年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害招集等 打診応諾率</td> <td>平成28年4 月熊本地震</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(総人数比)</td> <td>36.7%</td> <td>60%以上</td> <td>70%以上</td> </tr> <tr> <td>(雇用主ベース)</td> <td>40.9%</td> <td>70%以上</td> <td>80%以上</td> </tr> </tbody> </table>		平成27年度	平成34年度 (据置期間の最終)	平成39年度 (最終年度)	災害招集等 打診応諾率	平成28年4 月熊本地震			(総人数比)	36.7%	60%以上	70%以上	(雇用主ベース)	40.9%	70%以上	80%以上			
	平成27年度	平成34年度 (据置期間の最終)	平成39年度 (最終年度)																	
災害招集等 打診応諾率	平成28年4 月熊本地震																			
(総人数比)	36.7%	60%以上	70%以上																	
(雇用主ベース)	40.9%	70%以上	80%以上																	
	<p>2 訓練招集について</p> <p>平成27年度の訓練出頭率70.5%に対して、平成34年度に13ポイント、適用期間後に18ポイント改善する。(再掲)</p>																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成34年度 (据置期間の最終)</th> <th>平成39年度 (最終年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訓練出頭率</td> <td>70.5%</td> <td>83.7% (+13ポイント)</td> <td>88.5% (+18ポイント)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(予備自)</td> <td>1日訓練 90.9%</td> <td>92.9% (+2ポイント)</td> <td>94.9% (+4ポイント)</td> </tr> <tr> <td>5日訓練 68.4%</td> <td>83.4% (+15ポイント)</td> <td>88.4% (+20ポイント)</td> </tr> <tr> <td>(即応予備自)</td> <td>30日訓練 68.9%</td> <td>78.9% (+10ポイント)</td> <td>83.9% (+15ポイント)</td> </tr> </tbody> </table>		平成27年度	平成34年度 (据置期間の最終)	平成39年度 (最終年度)	訓練出頭率	70.5%	83.7% (+13ポイント)	88.5% (+18ポイント)	(予備自)	1日訓練 90.9%	92.9% (+2ポイント)	94.9% (+4ポイント)	5日訓練 68.4%	83.4% (+15ポイント)	88.4% (+20ポイント)	(即応予備自)	30日訓練 68.9%	78.9% (+10ポイント)	83.9% (+15ポイント)
	平成27年度	平成34年度 (据置期間の最終)	平成39年度 (最終年度)																	
訓練出頭率	70.5%	83.7% (+13ポイント)	88.5% (+18ポイント)																	
(予備自)	1日訓練 90.9%	92.9% (+2ポイント)	94.9% (+4ポイント)																	
	5日訓練 68.4%	83.4% (+15ポイント)	88.4% (+20ポイント)																	
(即応予備自)	30日訓練 68.9%	78.9% (+10ポイント)	83.9% (+15ポイント)																	
	<p>(注) 訓練出頭率は、1日(予備自衛官の初年度)、5日又は30日訓練の招集対象者のうち予定された全日数に参加した者の割合を指す。</p>																			

3 勤務環境等の整備について	<p>予備自衛官等を含む従業員の処遇が平成29年度から平成39年度の間を通じて、平成27年度の水準(若年定年退職自衛官の再就職後初任給の平均221,000円、任期制退職自衛官の再就職後初任給の平均186,000円)を実質的に下回らないこと。また、防衛省側から見た予備自衛官及び即応予備自衛官の充足率が、本措置が創設されなかった場合と比較し、平成34年度にそれぞれ予備自衛官が8.8ポイント、即応予備自衛官が22.9ポイント改善する。同様に、適用期間後には、それぞれ予備自衛官が13.2ポイント、即応予備自衛官が37.2ポイント改善する。(再掲)</p>																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成34年度 (据置期間の最終)</th> <th>平成39年度 (最終年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業員の処遇 (予備自等の再就職初年度の平均月収)</td> <td>若年定年 221,000円 任期制 186,000円 (注)1</td> <td>248,882円 (+27,882円) 209,466円 (+23,466円) (注)2</td> <td>274,786円 (+53,786円) 231,268円 (+45,268円) (注)2</td> </tr> <tr> <td>充足率</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(予備自)</td> <td>68.0% 32,554人</td> <td>72.8% (+4.8ポイント) 34,849人 (+2,295人)</td> <td>74.0% (+6.0ポイント) 35,450人 (+2,896人)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>本措置が創設されない場合の充足率と比較し+8.8ポイント(+4,200人)</td> <td>本措置が創設されない場合の充足率と比較し+13.2ポイント(+6,300人)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(即応予備自)</td> <td>55.9% 4,513人</td> <td>64.8% (+8.9ポイント) 5,233人 (+720人)</td> <td>70.1% (+14.2ポイント) 5,662人 (+1,149人)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>本措置が創設されない場合の充足率と比較し+22.9ポイント(+1,850人)</td> <td>本措置が創設されない場合の充足率と比較し+37.2ポイント(+3,000人)</td> </tr> </tbody> </table>		平成27年度	平成34年度 (据置期間の最終)	平成39年度 (最終年度)	従業員の処遇 (予備自等の再就職初年度の平均月収)	若年定年 221,000円 任期制 186,000円 (注)1	248,882円 (+27,882円) 209,466円 (+23,466円) (注)2	274,786円 (+53,786円) 231,268円 (+45,268円) (注)2	充足率				(予備自)	68.0% 32,554人	72.8% (+4.8ポイント) 34,849人 (+2,295人)	74.0% (+6.0ポイント) 35,450人 (+2,896人)		本措置が創設されない場合の充足率と比較し+8.8ポイント(+4,200人)	本措置が創設されない場合の充足率と比較し+13.2ポイント(+6,300人)	(即応予備自)	55.9% 4,513人	64.8% (+8.9ポイント) 5,233人 (+720人)	70.1% (+14.2ポイント) 5,662人 (+1,149人)		本措置が創設されない場合の充足率と比較し+22.9ポイント(+1,850人)
	平成27年度	平成34年度 (据置期間の最終)	平成39年度 (最終年度)																							
従業員の処遇 (予備自等の再就職初年度の平均月収)	若年定年 221,000円 任期制 186,000円 (注)1	248,882円 (+27,882円) 209,466円 (+23,466円) (注)2	274,786円 (+53,786円) 231,268円 (+45,268円) (注)2																							
充足率																										
(予備自)	68.0% 32,554人	72.8% (+4.8ポイント) 34,849人 (+2,295人)	74.0% (+6.0ポイント) 35,450人 (+2,896人)																							
		本措置が創設されない場合の充足率と比較し+8.8ポイント(+4,200人)	本措置が創設されない場合の充足率と比較し+13.2ポイント(+6,300人)																							
(即応予備自)	55.9% 4,513人	64.8% (+8.9ポイント) 5,233人 (+720人)	70.1% (+14.2ポイント) 5,662人 (+1,149人)																							
		本措置が創設されない場合の充足率と比較し+22.9ポイント(+1,850人)	本措置が創設されない場合の充足率と比較し+37.2ポイント(+3,000人)																							
	<p>(注)1 平成27年度の金額は、同年度における退職自衛官の再就職後初任給の平均(所定内給与額から通勤手当を除いたもの。)である。退職自衛官は、予備自衛官等になる者とならない者の両方を含んでおり、予備自衛官等を含む勤務先の処遇の水準を見る上で参考になる。</p>																									
	<p>2 平成28年度のコストが前年度と同額と仮定し、平成29年度以降の物価上昇率を2%として試算。</p>																									

			<p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本措置は、準備金による課税の繰延べであって、課税の免除ではないため、長期的に見れば実質的な財政負担を伴わないものであり、その上で次のような利点が認められることから、一時的な税収減は是認されるものである。</p> <p>1 制度を活用する法人にとっての利点 従業員の中の予備自衛官等の人数等を防衛省から情報入手し、臨時・緊急にせよ、計画的な訓練にせよ、招集に係る予見可能性を高めることにより、経済的合理性に基づきつつ、的確な準備・対応を可能とする。</p> <p>2 従業員である予備自衛官等にとっての利点 予備自衛官等の継続を希望する者が、雇用主と同僚の両方から、招集に応じることへの理解を得やすくなる。 雇用主が本措置を活用することにより、同僚とともに処遇の維持・改善が図られる可能性が高くなる。</p> <p>3 防衛省・自衛隊にとっての利点 防衛省として把握する予備自衛官等の人数等について、毎年雇用主たる法人に通知し、情報を共有しつつ協力を得ることにより、臨時・緊急の招集に対する雇用主と予備自衛官等本人双方の対応可能性を高めるとともに、安定的な人員確保と訓練招集の充実化に繋げることが出来る。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>租税特別措置の準備金制度は、一定の政策目的を達成するために課税の繰延べをするものであり、長期的に見れば実質的な財政負担は生じない措置である。</p> <p>民間企業等の自己資金を誘導して、経済的合理性の観点から、予備自衛官等を従業員として雇用する場合のコストとリスクに的確に対応してもらうとともに、予見可能性の観点から、民間と国双方の人材確保を円滑にしつつ、予備自衛官等制度を通じた国への協力を持続的に確保するという政策目的を達成するためには、かかる準備金制度は、手段として最もふさわしいものである。</p>

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>1 防衛省としては、より多様化・長期化する事態における持続的な部隊運用を支えるため、予備自衛官等の充足向上、幅広い分野での活用、各種制度の見直し等を図ることとしており、次に掲げる施策の種類ごとに予算措置を講じる等して、具体的な施策をパッケージで推進しているところ。</p> <p>(1) 充足向上に向けた施策 ア 部内外に対する周知・広報 イ 雇用企業に対する施策（即応予備自衛官雇用企業給付金等） ウ 予備自衛官等本人に対する施策（即応予備自衛官勤続報奨金等） エ その他の充足向上につながる施策</p> <p>(2) 幅広い分野での活用に向けた施策 予備自衛官等の能力を発揮できる分野の検討など</p> <p>(3) 各種制度の見直し 招集手続、招集訓練の見直し等</p> <p>2 本件要望措置は、充足向上に向けた雇用企業に対する施策の範ちゅうにどまらず、予備自衛官等を従業員として雇用する民間企業等による国（防衛省・自衛隊）への協力を持続的に確保するという、予備自衛官等制度の根幹を支えるための施策であり、民間の雇用主の意思と自己資金の誘導を行う点で、他の施策との代替性は認められず、上記パッケージを拡充・強化するものである。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>1 予備自衛官等制度のすう勢 平成28年4月の熊本地震に対する史上2度目の即応予備自衛官招集は、人員数を補うという量的な面だけでなく、資格・技能や土地勘といった質的な面も含め、迅速かつ柔軟な運用を実現した先駆的事例となったところ。 これを受け、今後、予備自衛官等の招集については、コンバトながら頻度を上げた運用となる可能性が極めて高いと言える。</p> <p>2 予備自衛官等を雇用する内国法人への協力・支援 上記すう勢の下、予備自衛官等である従業員を雇用する内国法人にとっては、中長期的な見通しを立てながら、従業員が招集されるコストとリスクに的確に対応することが、今後一層重要になる。したがって、本件要望措置のような協力・支援の必要性は極めて高いと言える。</p> <p>3 地方公共団体が協力する相当性 日本全国のどの地方においても、災害が発生する可能性があることから、上記すう勢を踏まえれば、それぞれの地域の予備自衛官等が招集される可能性が極めて高くなったところ、それら予備自衛官等は、通常、地域の経済主体に雇用されている者達である。したがって、日本全国の地方の地方公共団体においても、地域の経済主体と雇用を守り、災害等にも的確に対応する観点から、本件要望措置に積極的に協力する理由が認められるものである。</p>
11	有識者の見解		<p>1 災害派遣及び訓練招集をスムーズに実施させる意味で一定の効果は期待できる。一方、災害支援等による長期派遣の結果雇用主が実際に被った損害に対し、政府からの補填を受けるものではないことから、応諾率を上げる決定打にはなり得ないのではないと思われる。</p> <p>2 大規模災害なども考えると、利用される蓋然性は高く、将来の支出を分散させる措置として、十分に必要性がある。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

別紙

減収見込額等の推計

1 予備自衛官等招集準備金制度の内容及び積立限度額の積算

(1) 本件準備金制度の内容

適用対象：青色申告書を提出する内国法人で自衛隊法（昭和29年法律第165号）第66条に規定する予備自衛官又は同法第75条の2に規定する即応予備自衛官を雇用するもの

適用期間：平成29年4月1日～平成40年3月31日（11年間）

積立期間：本制度を適用し準備金の積立て（損金に算入）を始められる事業年度は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの間に開始する事業年度とし、平成40年3月31日を含む事業年度までの間を、準備金を積み立てることができる期間とする。

据置期間：準備金を最初に積み立てた事業年度から平成35年3月31日を含む事業年度までの間を据置期間とし、この間は、予備自衛官等である従業員が招集される際の費用・損失が発生したとしても、原則として準備金は取り崩さなくてよいものとする。

取り崩し：次に掲げる金額については、準備金から取り崩し、取り崩した金額を益金に算入する。

- ・ 据置期間経過後の各事業年度において、予備自衛官等である従業員が招集される際に発生した費用・損失に係る金額
- ・ 準備金を積み立てている法人が、青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取り消しの基因となった事実のあった日又はその届出書を提出した日を含む事業年度において、積み立てられた準備金の全額

積立額：本制度を適用する法人は、防衛省・自衛隊から雇用主（予備自衛官等である従業員を雇用する法人全て）宛てに毎年発出されることとなる通知文書（付紙を参照。）の掲載内容（当該雇用主が雇用する予備自衛官等の人数、計算式等）を根拠として、積立限度額（年度の積立限度額と準備金総額の限度額を設ける。詳細は（2）を参照。）を計算し、当該積立限度額の範囲内の金額を積み立てる。

据置期間経過後は、準備金総額の限度額を超えない範囲内（費用等発生に伴う取崩し額を差し引いた後の準備金残高と準備金総額の限度額との差額を超えない範囲内）において、年度の積立限度額の範囲内の金額を積立てる。

なお、据置期間経過後において、準備金総額の限度額を設けた後も、即応予備自衛官雇用企業給付金の給付額がある場合は、準備金総額の限度額にかかわらず、給付額の全額を積み立てることができる。

(2) 積立限度額

ア 一事業年度の積立限度額

一事業年度の積立限度額については、防衛省・自衛隊から法人に通知される当該法人の予備自衛官等である従業員の人数のうち、次年度に所属予定である人数の情報に基づき、次年度に発生する可能性がある（予定である）費用・損失の見積りとして算定する。

具体的には、予備自衛官等である従業員が招集される際の費用・損失に関し、「A：臨時・緊急の招集の場合について、不測のリスクも含めた費用及び損失」、「B：訓練招集の場合について、外部への発注等により補填するための費用」、「C：予備自衛官等を含む従業員全体の勤務環境等の整備のための費用」を以下の要領により算定し、AからCまでを合算した額とする。

A：臨時・緊急の招集の場合について、不測のリスクも含めた費用及び損失

平成28年熊本地震に際しては、第8師団（司令部：北熊本駐屯地）に所属する即応予備自衛官450人に招集の打診を行い、招集に応ずることができると回答した165人の即応予備自衛官に対して招集命令書を交付し、一人当たりの活動期間は約10日間であった。

臨時・緊急の招集の場合の費用については、平成28年熊本地震の状況を踏まえつつ、予備自衛官等を雇用する法人が、予備自衛官等である従業員の50%について、10日間の招集に応じることを認めることとして算定する。

$$\text{①} = \text{従業員である予備自衛官及び即応予備自衛官の総人数（次年度）} \times 0.5 \text{（応諾率）} \times 10 \text{日間（招集期間）} \times 1 \text{日当たりの費用}$$

※ A及びBの算定に当たって、予備自衛官等である従業員が招集されている間の1日当たりの費用については、自衛官1人当たりの維持費が又はこれよりも当該法人が見積った費用が高い場合は当該費用を採用することとする。（招集された予備自衛官等は自衛官として勤務することとなることを踏まえ、自衛官1人当たりの年間の維持費の1日分に相当する額（12,480千円/365日＝34,216円≒34,000円）を算定に使用する。）

熊本地震に際し招集された即応予備自衛官165人のうち1人は、災害派遣活動に従事している間に負傷し、招集終了後に就労先の業務を約40日離れることとなった。

臨時・緊急の招集の場合の損失については、平成28年熊本地震の状況を踏まえつつ、不測のリスクの想定を、招集された予備自衛官等である従業員の10%が、負傷により招集終了後に40日間業務を離れざるを得なくなることとして算定する。これに加え、その際に取り引先に対する違約金等が発生するリスクを損失として見積り、100,000円の積み立てを可能とする。

$$\text{②} = \text{従業員である予備自衛官及び即応予備自衛官の総人数（次年度）} \times 0.5 \text{（応諾率）} \times 0.1 \text{（不測のリスクの確率）} \times 40 \text{日（招集終了後に計画外で発生する欠勤）} \times 1 \text{日当たりの金額}$$

③＝従業員である予備自衛官及び即応予備自衛官の総人数（次年度）
 × 0.5（応諾率）× 0.1（不測のリスクの確率）
 × 100,000円（計画外の支出）

また、熊本地震に際しての即応予備自衛官の招集は、1回のみでローテーションを組むこともなかったが、災害派遣活動が長期化した場合には、ローテーションのための交代要員の招集も考えられることから、積立限度額の算定に当たっては、上記①+②+③を1セットとして、2セット分を算定することとする。

$$A = (①+②+③) \times 2 \text{ (交代要員の招集)}$$

B：訓練招集の場合について、外部への発注等により補填するための費用

1年間で、即応予備自衛官は30日間、予備自衛官は5日間の招集訓練に応ずる義務があることから、予備自衛官等である従業員が招集訓練に応じている間の費用を算定する。

④＝従業員である即応予備自衛官の人数（次年度）× 30日（訓練日数）
 × 1日当たりの費用
 ⑤＝従業員である予備自衛官の人数（次年度）× 5日（訓練日数）
 × 1日当たりの費用

$$B = ④+⑤$$

C：予備自衛官等を含む従業員全体の勤務環境等の整備のための費用

予備自衛官等の雇用に積極的な法人であっても、退職自衛官の再就職先として求人情報に提示できる条件に限界がある場合には、結果として、退職自衛官の採用につながらず、ひいては、予備自衛官等の採用増とならない場合がある。このため、予備自衛官等になることを前提として求人を出す場合に、より好条件を提示するための費用についても積立てを可能とする。積立限度額については、従業員である予備自衛官等1人当たり10,000円/月までの処遇改善を図るため、120,000円/年の手当等の増を積立可能とし、従業員間の公平性の観点から、予備自衛官等である従業員1人当たり同僚の従業員15人までを算定する。

C＝従業員である予備自衛官及び即応予備自衛官の総人数（次年度）
 × 16人（予備自衛官等本人+同僚15人）× 120,000円

イ 準備金総額の限度額

据置期間経過後の各事業年度については、準備金総額の限度額を設定し、準備金総額の限度額の範囲内において、準備金の積み立てを行うものとする。準備金総額の限度額は、当該事業年度の前年度以前の5年間の積立限度額を合算した金額とする。

なお、据置期間経過後において、準備金総額の限度額を設けた後も、即応予備自衛官雇用企業給付金の給付額がある場合は、準備金総額の限度額にかかわらず、給付額の全額を積み立てることができることとする。

2 適用数等の推計

(1) 予備自衛官と即応予備自衛官の現員数の推移を見積もる。

ア 過去の伸率平均

(単位：人)

	平成17年度	平成23年度	平成27年度
予備自衛官	35,543	32,406	32,554 (充足率 68.0%)
			伸率：過去5年 ▲0.03% 過去11年 ▲1.00%
即応予備自衛官	6,201	5,767	4,513 (充足率 55.9%)
			伸率：過去5年 ▲4.68% 過去11年 ▲2.89%

イ 要望措置の適用期間（平成29年度から平成39年度まで）における現員数の推移見積り

… 上記の過去の伸率のうち悪い方を採用してベースの見積りを行う。

(単位：人)

	平成29年度	平成34年度	平成39年度	
予備自衛官	32,228	30,649	29,150	伸率：▲1.00%
(充足率)	(67.3%)	(64.0%)	(60.9%)	
即応予備自衛官	4,301	3,383	2,662	伸率：▲4.68%
(充足率)	(53.3%)	(41.9%)	(33.0%)	

(2) 要望措置（法人税・法人住民税・法人事業税）の対象人数と目標値を見積もる。

ア 雇用主が法人税の課税対象である予備自衛官等の現員数（平成27年度）

(単位：人、件)

	予備自衛官	即応予備自衛官	合計	雇用主の法人数
現員数	26,304	3,764	30,068	19,653
(対総数比)	(80.8%)	(83.4%)	(81.1%)	

イ 要望措置の適用期間における現員数の推移見積り（上記（1）イ）において、雇用主が法人税の課税対象となる者の見積り

(単位：人)

	平成29年度	平成34年度	平成39年度	伸率
予備自衛官	26,041	24,767	23,554	▲1.00%固定
(対前年度)	(▲263)	(▲249)	(▲238)	
即応予備自衛官	3,588	2,823	2,220	▲4.68%固定
(対前年度)	(▲176)	(▲139)	(▲109)	

ウ 要望措置を実行した場合の現員数の維持・増加の目標値

… ① 雇用主が法人税の課税対象となる者

(単位：人)

	平成 29 年度	平成 34 年度	平成 39 年度
予備自衛官	26,535	28,967	29,854
(対前年度増減)	(+231)	(+418)	(+137)
対(2)イ増減	+494	+4,200	+6,300
即応予備自衛官	3,886	4,673	5,220
(対前年度増減)	(+122)	(+141)	(+99)
対(2)イ増減	+298	+1,850	+3,000

… ② 雇用主が法人税の課税対象とならない者

(単位：人)

	平成 29 年度	平成 34 年度	平成 39 年度
予備自衛官	6,187	5,882	5,596
(対前年度)	(▲63)	(▲61)	(▲56)
即応予備自衛官	713	560	442
(対前年度)	(▲36)	(▲28)	(▲21)

※(1)イと同様に、現員数の伸率を、予備自衛官は▲1.00%、即応予備自衛官は▲4.68%と固定した見積り。

… 全体 (①+②)

(単位：人)

	平成 29 年度	平成 34 年度	平成 39 年度
予備自衛官	32,722	34,849	35,450
(対前年度増減)	(+168)	(+357)	(+81)
対(1)イ増減	+494	+4,200	+6,300
即応予備自衛官	4,599	5,233	5,662
(対前年度増減)	(+86)	(+113)	(+78)
対(1)イ増減	+298	+1,850	+3,000

(注) 1 目標値の設定に当たっては、「自衛官退職から1年未満における予備自衛官又は即応予備自衛官の採用者数と志願辞退者数」及び「上限年齢に達しない段階における任期満了退職者又は依願退職者のうち職場事情を理由とする者の数」に係る過去実績に基づき、将来年度の採用者数及び退職者数の見積りに対応して、将来の各年度における「採用者数の増加」及び「退職者数の減少」の余地を計算している。

2 本件要望措置の実行に当たっては、防衛省・自衛隊から雇用主に対して「予備自衛官及び即応予備自衛官の人数等」を通知することによって、準備金積立の限度額(各事業年度ごと及び準備金総額)を計算できるようにすることとしている。

この防衛省・自衛隊からの通知は、予備自衛官等の雇用主に対して協力を要請する趣旨も含むことになることから、雇用主からの申請等の手続を必要とするものではなく、当該通知を活用して税制措置の適用を希望するか否かは、それぞれの事業者の判断である。したがって、例えば、防衛省・自衛隊からの通知を受けた事業者が、税制措置の利用は希望しないが、予備自衛官等制度への協力を充実させるという場合も想定している。

(3) 要望措置の適用件数と積立額を見積もる。

ア 予備自衛官と即応予備自衛官の雇用の3パターン

α：「即応予備自衛官と予備自衛官の両方が雇用されている法人のケース」

β：「即応予備自衛官のみが雇用されている法人のケース」

γ：「予備自衛官のみが雇用されている法人のケース」

… これらの「ケース」ごとに、平成27年度の法人数及び従業員数のデータを整理する。

(単位：人)

	区分	α		β	γ
		即自	予備自	即自	予備自
平成 27 年度	法人数	439 法人		2,341 法人	16,873 法人
	従業員数	1,069	2,635	2,695	23,669

(注) 法人数及び従業員数については、人事教育局人材育成課が整理・作成した。

… 整理したデータの従業員数の項について、(2) 現員数の維持・増加の目標値の見積りを反映する。

(単位：人)

	α		β	γ
	即自	予備自	即自	予備自
平成 29 年度	1,096	2,686	2,790	23,849
平成 34 年度	1,263	3,193	3,410	25,774
平成 39 年度	1,380	3,375	3,840	26,479

(注) 上記平成27年度の法人数及び従業員数が平成28年度も同数と仮定して、当該従業員数が2(2)ウ①の目標値に対応するよう、α及びβの即応予備自衛官の数並びにα及びγの予備自衛官の数の割合等を踏まえて、各年度の数を設定した。

… 3つの「ケース」ごとに、雇用・就労形態等による要望措置の適用可能性を勘案し(※)、従業員ベースで、αの法人の50%、βの法人の30%、γの法人の5~10%が利用するとして、従業員ベースでの適用見込みを推計し、その従業員数をカバーする法人数について、一法人当たりの予備自衛官等の雇用数の分布をもとに概算し、適用が見込まれる法人数を推計する。

※ 即応予備自衛官については、1人当たり年間30日間の訓練招集があることにより、一般的に職務の内容や雇用・就労の形態によって許容できる場合とできない場合に分かれる
 ※ 従来そのまま益金算入されるだけであった即応予備自衛官雇用企業給付金を、準備金に積み立て(損金に算入)が可能となる等

(単位：人、件)

	区分	α		β		γ		適用件数
		即自	予備自	即自	予備自	即自	予備自	
平成 29 年度	法人数	50		400	30			480
	従業員数	548	1,343	837	1,192			
平成 34 年度	法人数	60		425	40			525
	従業員数	632	1,597	1,023	1,289			
平成 39 年度	法人数	60		425	40			525
	従業員数	690	1,688	1,152	2,648			

(注) 平成27年度において、γのケースのうち、予備自衛官25人以上を雇用する法人は29法人あり、1,301人の予備自衛官が当該29法人に雇用されていることから、上表において、平成29年度のγの欄中1,192人の従業員数をカバーする法人数として30法人と概算した。平成34年度以降のγ並びにα及びβのケースについても同様に概算した。

イ 準備金積立により備える三つの費用・損失

- A：「臨時・緊急の招集の場合について、不測のリスクも含めた費用及び損失」
- B：「訓練招集の場合について、外部への発注等により補填するための費用」
- C：「予備自衛官等を含む従業員全体の勤務環境等の整備のための費用」

… これらの「費用・損失」ごとに、限度額（本件要望措置の制度の概要を参照）が設けられているところ、限度額に対して実際に積み立てられる割合を勘案した上で（Aは平均して2セット分のうち1セット分が積立てられ、Bは限度額と同額が、Cは措置適用の法人のうち20%だけが積立てられると仮置きし、準備金総額の限度額は捨象する。）、積立額を見積もる。（下表は、開始年度、据置期間の最終年度及び適用期間の最終年度のみ抜粋。）

(単位：百万円)

	A + B				C		積立額
	α		β		α + β + γ		
	即自	予備自	即自	予備自	即自+予備自		
平成 29 年度	716	578	1,109	501	1,559	4,464	
平成 34 年度	815	669	1,329	1,072	2,270	6,154	
平成 39 年度	885	702	1,484	1,097	2,393	6,562	

(注) 各年度の積立額は、次年度の従業員ベースでの適用見込みをもとに見積っており、例えば、平成29年度については、平成30年度の従業員ベースでの適用見込み（α：即応予備自衛官567人及び予備自衛官1,400人、β：即応予備自衛官878人、γ：予備自衛官1,215人）をもとに計算している。

上表A+Bの平成29年度のβの値1,109百万円については、以下の式により、計算している（α及びγについても同様に算出している。）。

- A：① 878人×0.5×10×34千円=149,260千円
- ② 878人×0.5×0.1×40×34千円=59,704千円
- ③ 878人×0.5×0.1×100千円=4,390千円
- A=①+②+③=213,354千円
- B：878人×30×34千円=895,560千円
- A+B=1,108,914千円=1,109百万円

また、上表Cの平成29年度の値1,559百万円については、以下の式により計算している。

$$C : (567 \text{ 人} + 1,400 \text{ 人} + 878 \text{ 人} + 1,215 \text{ 人}) \times 16 \times 120 \text{ 千円} \times 20\% \\ = 1,559,040 \text{ 千円} = 1,559 \text{ 百万円}$$

(4) 上記(3)の見積りにより推計した各年度の適用件数及び積立額は、以下のとおり。

(単位：件、百万円)

年度	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
適用件数	480	490	502	514	525	525	525	525	525	525	525
積立額	4,464	4,616	4,762	4,897	5,026	6,154	6,249	6,334	6,415	6,490	6,562



3 減収額の推計

本件要望措置は、準備金による課税の繰延べであり、課税の免除ではないため、長期的に見れば実質的な財政負担を伴わないものであるが、上記2（4）の準備金への積立額の推計に基づいて、各年度における減収を見積もるならば、下表のとおりとなる。

(単位：百万円)

年度	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
法人税 (注) 1	1,045	1,071	1,105	1,136	1,166	1,428	1,450	1,469	1,488	1,506	1,522
法人住民税 (注) 2	135	138	143	147	150	184	187	190	192	194	196
法人事業税 (注) 3	418	432	445	458	470	576	585	592	600	607	614
所得割 (注) 4	286	295	305	313	322	394	400	405	411	415	420
地方法人特別税 (注) 5	129	134	138	142	145	178	181	183	186	188	190
付加価値割 (注) 6	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	4

(注) 1 法人税については、平成29年度は税率23.4%、平成30年度以降は税率23.2%を用いて算出

(注) 2 法人住民税については、税率12.9%を用いて算出

(注) 3 本件要望措置を活用する法人については、業界団体からのヒアリングにより、外形外法人が多くを占めることになると見込まれることから、法人事業税の減収見込額については、積立額の95%を外形外法人が、積算額の5%を外形法人が積み立てたものと仮定して試算

(注) 4 法人事業税の所得割については、外形外法人は税率6.7%、外形法人は税率0.7%を用いて算出

(注) 5 法人事業税の地方法人特別税については、外形外法人は税率43.2%、外形法人は税率41.4%を用いて算出

(注) 6 法人事業税の付加価値割については、外形法人に税率1.2%を用いて算出

(注) 7 上表の計数は、百万円未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

8 平成29年度の場合は、以下の式により減収額を算出している。

【法人税の減収額】

積立額 4,464 百万円 × 23.4% = 1,045 百万円

【法人住民税の減収額】

法人税の減収額 1,045 百万円 × 12.9% = 135 百万円

【法人事業税の所得割の減収額】

外形外法人：積立額 4,464 百万円 × 95% × 6.7% = 284 百万円

外形法人：積立額 4,464 百万円 × 5% × 0.7% = 2 百万円

法人事業税の所得割の減収額 = 284 百万円 + 2 百万円 = 286 百万円

【法人事業税の地方法人特別税の減収額】

外形外法人：法人事業税の所得割の減収額 284 百万円 × 43.2% = 123 百万円

外形法人：法人事業税の所得割の減収額 2 百万円 × 41.4.2% = 6 百万円

法人事業税の地方法人特別税の減収額 = 123 百万円 + 6 百万円 = 129 百万円

【法人事業税の付加価値割の減収額】

外形法人：積立額 4,464 百万円 × 5% × 1.2% = 3 百万円

点検結果表

(行政機関名：防衛省)

制度名	特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例
税目	所得税、法人税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標(航空機騒音障害区域における移転の補償等が未実施の約12,000戸について、移転希望者に対し移転の補償等を促進する)について、目標達成時期が示されていない。
【防衛省の補足説明】
本事業は取用事業とは違い、航空機騒音障害区域の所有者から希望を受け、建物等の移転補償や土地の買入れを実施していることから目標達成時期を示すことは困難である。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

② 過去の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【防衛省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の適用数(所得税)19件(平成27年度)は、前回(平成25年度)評価時の将来推計48件の5割以下であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていない。
【防衛省の補足説明】
将来推計については、移転措置事業は航空機騒音障害区域の所有者から希望を受け、建物等の移転補償や土地の買入れを実施していることから、前回(平成25年度)評価時の将来推計において、平成22年度から平成24年度までの実績の平均から算出していたことである。 このため、実績の平均はあくまでも見込みであり、所有者からの希望とは相違するものである。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数及び適用額(平成29年度から31年度まで)について、「前3年度の平均」により算出したと説明されているが、それぞれ平成25年度から27年度までの平均値となっており、説明に誤りがある。

【防衛省の補足説明】
将来の適用数及び適用額(平成29年度から31年度まで)について、を「平成25年度から27年度までの実績値の平均」と修正
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【防衛省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【防衛省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の直接的な効果(平成25年度及び26年度)について、「平成25年度及び26年度に移転等を実施した者約260名に対しアンケート調査を実施(回収率約63%)したところ、「租税特別措置は効果的」と回答した者が約9割を占めていた」と説明されているが、本特例措置がなかった場合と比較した航空機騒音障害区域における移転の増加率が分析されていないため、説明に誤りがある。
② 達成目標(航空機騒音障害区域における移転の補償等が未実施の約12,000戸について、移転希望者に対し移転の補償等を促進する)に対する効果(平成25年度から27年度までに約200戸の移転等を実施)の寄与の割合は年平均1%未満であり、当該効果によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。
【防衛省の補足説明】
① アンケートの結果で、「租税特別措置は効果的」と回答した者が約9割を占めていたことから、本租税特別措置が移転を促進させた要因の1つであると考えているところ。 他方、ご指摘の、本特例措置がなかった場合との比較については、今回のアンケートで直接的に確認できなかったことから、今後その点については検討してまいります。
② 本事業については、所有者から希望を受け実施することとしており、前回評価時の平成25年度から27年度までに約200戸の移転等の進捗があった。
【点検結果】
①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の効果が予測されておらず、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。

<p>【防衛省の補足説明】 本事業については、所有者から希望を受け実施することとしており、前回評価時の平成25年度から27年度までに約200戸の移転等の進捗があった。 また、将来の適用数について平成28年度16件（個人：13件、法人：3件）、平成29年度39件（個人：31件、法人：8件）、平成30年度39件（個人：31件、法人：8件）、平成31年度39件（個人：31件、法人：8件）として推計している。</p>
<p>【点検結果】 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、他の政策手段、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。 また、達成目標（航空機騒音障害区域における移転の補償等が未実施の約12,000戸について、移転希望者に対し移転の補償等を促進する）に対する効果（平成28年度から31年度までに133件適用する）の寄与の割合は年平均1%未満であり、当該効果によって達成目標が達成されることが明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

⑨ 過去の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【防衛省の補足説明】 上述を参照</p>
<p>【点検結果】 ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【防衛省の補足説明】 上述を参照</p>
<p>【点検結果】 ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目①、③、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【防衛省の補足説明】欄には、防衛省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例
2	対象税目	(所得税:外、法人税:義)(国税2) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>1 概要 防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号。以下「環境整備法」という。)第5条第1項において、国は、航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する第二種区域(以下「航空機騒音障害区域」という。)に当該指定の際現に所在する建物等の所有者が、当該建物等を移転し、又は除却するときは、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる旨を規定しており、また、同条第2項において、国は、航空機騒音障害区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、当該土地を買入れることができる旨を規定している。 このうち、航空機騒音障害区域に所在する個人の事業用資産又は法人の資産(以下「事業用資産等」という。)を、国に譲渡し航空機騒音障害区域以外の地域に買い換える場合等に適用される譲渡所得の課税の特例が認められており、本租税特別措置の適用期間の延長を要望するもの。</p> <p>2 控除の内容 事業用資産等を国に譲渡し、航空機騒音障害区域以外の地域に買い換える場合において、資産の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額以下のときは、その収入金額の80%に相当する金額を超える金額に相当する資産の譲渡があったものとして所得税が課税されるなどの特例措置である。</p> <p>《関係条項》 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第37条、第37条の2、第37条の3、第37条の4、第65条の7、第65条の8、第65条の9、第68条の78、第68条の79、第68条の80</p>
4	担当部局	地方協力局防音対策課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年7月 分析対象期間:平成25年度～平成31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和49年度創設 昭和50年度改正 適用期間:5年間延長 昭和55年度改正 適用期間:5年間延長 昭和60年度改正 適用期間:5年間延長 平成2年度改正 適用期間:1年間延長 平成3年度改正 適用期間:5年間延長 平成8年度改正 適用期間:5年間延長 平成13年度改正 適用期間:5年間延長</p>

		<p>平成18年度改正 適用期間:5年間延長 平成23年度改正 適用期間:3年間延長 平成26年度改正 適用期間:3年間延長</p> <p>(環境整備法の規定により譲渡されるものに限定。土地等にあつては、平成26年4月1日又はその土地等のある区域が航空機騒音障害区域となった日のいずれか遅い日前に取得したものに限定。)</p>
7	適用又は延長期間	3年間延長
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 航空機騒音障害区域からの移転を希望する所有者に対して建物等の移転補償や土地の買入れ(以下「移転の補償等」という。)を行うことにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的としている。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>1 環境整備法第1条及び第5条 2 平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について(平成25年12月17日国家安全保障会議・閣議決定)Ⅲ及びⅤの8 3 中期防衛力整備計画(平成26年度～平成30年度)について(平成25年12月17日国家安全保障会議・閣議決定)Ⅲの3の(8) 別紙第1参照</p>
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>防衛省における政策評価に関する基本計画(防官企第4718号。26. 3. 31)に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。</p> <p>基本目標: 国際協調主義に基づく積極的平和主義の観点から、①我が国自身の外交力、防衛力等を強化し、自らが果たし得る役割の拡大を図るとともに、②日米同盟を基軸として、各国の協力関係を拡大・深化させ、③我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を追求しつつ、世界の平和と安定及び繁栄の確保に、これまで以上に積極的に寄与していく。</p> <p>政策分野: 防衛力の能力発揮のための基盤の確立 施策: 地域コミュニティとの連携</p>
		<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 航空機騒音障害区域における移転の補償等が未実施の約12,000戸について、移転希望者に対し移転の補償等を促進する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本租税特別措置により、航空機騒音障害区域における移転の補償等を促進することで、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することとなる。</p>
9	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>1 過去の実績: 平成25年度 54件(個人:41件、法人:13件) 平成26年度 38件(個人:33件、法人:5件) 平成27年度 26件(個人:19件、法人:7件)</p> <p>2 将来の推計: 平成28年度 16件(個人:13件、法人:3件)</p>

		<p>平成29年度 39件(個人:31件、法人:8件) 平成30年度 39件(個人:31件、法人:8件) 平成31年度 39件(個人:31件、法人:8件)</p> <p>(注) 算定根拠については別紙第2参照</p> <p>3 平成25年度については、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(平成22年法律第8号。以下「租税透明化法」という。)に基づき把握される情報は、本特例措置以外の租税特別措置等の適用件数等を含んでおり、本特例措置分のみ適用数等を抽出することができないため、当該情報を用いる事ができない。また、平成27年度については、租税透明化法に基づき把握される情報については、まだ提供されていないため当該情報を用いる事ができない。</p> <p>4 本租税特別措置の対象者は、航空機騒音障害区域に所在する事業用資産等の所有者であり、特定の者に偏るものではない。</p> <p>5 本租税特別措置は、航空機騒音障害区域の所有者からの希望を受け、建物等の移転補償や土地の買入れを実施していることや、個人の事情により希望を下げること等の理由により事案件数が変動するため、具体的に達成目標及び目標達成時期を示すことは困難なことから、前回(平成25年度)要望時の見込みは、平成22年度から平成24年度までの実績の平均から算出していたところである。</p>
	② 減収額	<p>1 過去の実績: 平成25年度 410百万円(個人:93百万円、法人:317百万円) 平成26年度 154百万円(個人:90百万円、法人:64百万円) 平成27年度 192百万円(個人:30百万円、法人:162百万円)</p> <p>2 将来の推計: 平成28年度 214百万円(個人:25百万円、法人:190百万円) 平成29年度 232百万円(個人:71百万円、法人:162百万円) 平成30年度 231百万円(個人:71百万円、法人:160百万円) 平成31年度 231百万円(個人:71百万円、法人:160百万円)</p> <p>(注) 算定根拠については別紙第2参照</p>
	③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》 航空機騒音障害区域における対象建物約20,000戸に対し、これまで租税特別措置を活用して移転の促進を図ってきており、平成27年度末までに約8,300戸の移転等を実施した。</p> <p>このうち、前回政策評価を実施した平成25年度時点から平成27年度までの間に約200戸(別紙第3参照)の移転等を実施しており、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与したところである。</p> <p>平成25年度及び平成26年度に移転等を実施した者約260名に対しアンケート調査を実施(回収率約63%)したところ、「租税特別措置は効果的」と回答した者が約9割を占めていたところである。</p> <p>本事業は、防衛という国民全体の利益のために航空機の離陸、着陸等の</p>

		<p>頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しい区域の関係住民だけが受けている不利益を公平の観点からは是正する措置であり、航空機騒音障害区域内に引き続き多くの建物等が所在することから、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に資するためにも、移転補償等を促進する必要があることから、租税特別措置は必要不可欠であり継続が必要である。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》</p> <p>本事業は、本租税特別措置により、国による移転の補償等を円滑に実施することができ、移転の補償等を促進するという目標が達成できた。これにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することとなり、ひいては、我が国の平和と安全及び国民の安心・安全を確保に寄与することができ、本租税特別措置による税込減を是認する効果が得られていると認められる。</p>
10	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本租税特別措置は、航空機騒音障害区域からの移転の促進を図る観点から、事業用資産等の所有者の税負担を軽減するためのものであることから、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することは非効率であり、譲渡所得の課税の特例措置を採ることが妥当である。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>なし</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>なし</p>
11	有識者の見解	○アンケート結果を踏まえ、3年間の延長は妥当である。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成25年度(防衛01)

1 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（抄）

（昭和49年法律第101号）

（目的）

第一条 この法律は、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

（移転の補償等）

第五条 国は、政令で定めるところにより第一種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域（以下「第二種区域」という。）に当該指定の際現に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件（以下「建物等」という。）の所有者が当該建物等を第二種区域以外の区域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。

2 国は政令で定めるところにより、第二種区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買い入れることができる。

3 （略）

2 平成26年度以降に係る防衛計画の大綱（抄）

平成25年12月17日
国家安全保障会議決定
閣議決定

III 我が国の防衛の基本方針

我が国は、国家安全保障戦略を踏まえ、国際協調主義に基づく積極的平和主義の観点から、我が国自身の外交力、防衛力等を強化し、自らが果たし得る役割の拡大を図るとともに、日米同盟を基軸として、各国との協力関係を拡大・深化させ、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を追求しつつ、世界の平和と安定及び繁栄の確保に、これまで以上に積極的に寄与していく。

かかる基本理念の下、総合的な防衛体制を構築し、各種事態の抑止・対処のための体制を強化するとともに、外交政策と密接な連携を図りながら、日米同盟を強化しつつ、諸外国との二国間・多国間の安全保障協力を積極的に推進するほか、防衛力の能力発揮のための基盤の確立を図る。

V 防衛力の能力発揮のための基盤

防衛力に求められる多様な活動を適時・適切に行うためには、単に主要な編成、装備等を整備するだけではなく、防衛力が最大限効果的に機能するよう、これを下支えする種々の基盤も併せて強化することが必要不可欠である。その主な事項は、以下のとおりである。

る。

8 地域コミュニティとの連携

防衛施設の整備・運営のための防衛施設周辺対策事業を引き続き推進するとともに、平素から地方公共団体や地元住民に対し、防衛省・自衛隊の政策や活動に関する積極的な広報等の各種施策を行い、その理解及び協力の獲得に努める。

3 中期防衛力整備計画（平成26年度～平成30年度）について（抄）

平成25年12月17日
国家安全保障会議決定
閣議決定

Ⅲ 自衛隊の能力等に関する主要事業

3 防衛力の能力発揮のための基盤

(8) 地域コミュニティとの連携

各種事態発生時の実効的な対処や自衛官の募集・再就職支援等における地方公共団体等との緊密な連携の重要性を踏まえ、防衛施設とその周辺地域とのより一層の調和を図るため、引き続き、防衛施設周辺対策事業を推進するとともに、防衛省・自衛隊の政策や活動に関する積極的な広報等により、地方公共団体や地元住民の理解及び協力の獲得に努める。

適用数等及び減収額の算定根拠

1 平成25年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	54 件	41 件+13 件	②+③
② 所得税	41 件	移転措置実績から対象となり得る者を抽出	
③ 法人税	13 件	移転措置実績から対象となり得る者を抽出	
④ 適用額	2,330 百万円	773 百万円+1,556 百万円	⑤+⑥
⑤ 所得税	773 百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑥ 法人税	1,556 百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑦ 減収額	410 百万円	93 百万円+317 百万円	⑧+⑨
⑧ 所得税	93 百万円	773 百万円×((1-0.2)×15%)	⑤×税率
⑨ 法人税	317 百万円	1,556 百万円×0.8×25.5%	⑥×税率

1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。

2 データについては、地方協力局防音対策課で作成した。

2 平成26年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	38 件	33 件+5 件	②+③
② 所得税	33 件	移転措置実績から対象となり得る者を抽出	
③ 法人税	5 件	適用実態調査情報等(財務省)	
④ 適用額	1,000 百万円	747 百万円+253 百万円	⑤+⑥
⑤ 所得税	747 百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑥ 法人税	253 百万円	適用実態調査情報等(財務省)	
⑦ 減収額	154 百万円	90 百万円+64 百万円	⑧+⑨
⑧ 所得税	90 百万円	747 百万円×((1-0.2)×15%)	⑤×税率
⑨ 法人税	64 百万円	253 百万円×0.8×25.5%	⑥×税率

1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。

2 データについては、地方協力局防音対策課で作成した。

3 平成27年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	26件	19件+7件	②+③
② 所得税	19件	移転措置実績から対象となり得る者を抽出	
③ 法人税	7件	移転措置実績から対象となり得る者を抽出	
④ 適用額	1,095百万円	246百万円+849百万円	⑤+⑥
⑤ 所得税	246百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑥ 法人税	849百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑦ 減収額	192百万円	30百万円+162百万円	⑧+⑨
⑧ 所得税	30百万円	246百万円×((1-0.2)×15%)	⑤×税率
⑨ 法人税	162百万円	849百万円×0.8×23.9%	⑥×税率

- 1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。
- 2 データについては、地方協力局防音対策課で作成した。

4 平成28年度推計

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	16件	13件+3件	②+③
② 所得税	13件	平成28年度において移転を予定している事案のうち、本租税特別措置の適用が見込まれる者を抽出	
③ 法人税	3件	平成28年度において移転を予定している事案のうち、本租税特別措置の適用が見込まれる者を抽出	
④ 適用額	1,218百万円	205百万円+1,013百万円	⑤+⑥
⑤ 所得税	205百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑥ 法人税	1,013百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑦ 減収額	214百万円	25百万円+190百万円	⑧+⑨
⑧ 所得税	25百万円	205百万円×((1-0.2)×15%)	⑤×税率
⑨ 法人税	190百万円	1,013百万円×0.8×23.4%	⑥×税率

- 1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。
- 2 データについては、地方協力局防音対策課で作成した。

5 平成29年度推計

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	39件	31件+8件	②+③
② 所得税	31件	(41件+33件+19件)÷3	平成25年度から平成27年度までの実績値の平均
③ 法人税	8件	(13件+5件+7件)÷3	平成25年度から平成27年度までの実績値の平均
④ 適用額	1,453百万円	589百万円+864百万円	⑤+⑥
⑤ 所得税	589百万円	(773百万円+747百万円+246百万円)÷3	平成25年度から平成27年度までの実績値の平均
⑥ 法人税	864百万円	(1,556百万円+187百万円+849百万円)÷3	平成25年度から平成27年度までの実績値の平均
⑦ 減収額	232百万円	71百万円+162百万円	⑧+⑨
⑧ 所得税	71百万円	589百万円×((1-0.2)×15%)	⑤×税率
⑨ 法人税	162百万円	864百万円×0.8×23.4%	⑥×税率

- 1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。
- 2 データについては、地方協力局防音対策課で作成した。

6 平成30年度及び平成31年度推計

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	39件	8件+31件	②+③
② 所得税	31件	(41件+33件+19件)÷3	平成25年度から平成27年度までの実績値の平均
③ 法人税	8件	(13件+5件+7件)÷3	平成25年度から平成27年度までの実績値の平均
④ 適用額	1,453百万円	589百万円+864百万円	⑤+⑥
⑤ 所得税	589百万円	(773百万円+747百万円+246百万円)÷3	平成25年度から平成27年度までの実績値の平均
⑥ 法人税	864百万円	(1,556百万円+187百万円+849百万円)÷3	平成25年度から平成27年度までの実績値の平均
⑦ 減収額	231百万円	71百万円+160百万円	⑧+⑨
⑧ 所得税	71百万円	589百万円×((1-0.2)×15%)	⑤×税率
⑨ 法人税	160百万円	864百万円×0.8×23.2%	⑥×税率

- 1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。
- 2 データについては、地方協力局防音対策課で作成した。

別紙第3

移転等の実績

	平成24年度まで	平成25年度	平成26年度	平成27年度
移転実施戸数	8,065戸	75戸	69戸	68戸

データについては、地方協力局防音対策課で作成した。